

1. 件名：「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング(伊方発電所第3号機の設計及び工事計画認可申請(原子炉冷却系統施設の主要弁の改造))【4】」
2. 日時：令和4年8月17日 15時35分～16時50分
3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室(一部TV会議システムを利用)
4. 出席者：(※・・・TV会議システムによる出席)

原子力規制庁：

(新基準適合性審査チーム)

奥企画調査官、鈴木主任安全審査官、畠山安全審査官、伊藤安全審査官

四国電力株式会社：

発電管理部長※ 他7名※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料：

- ・資料1 伊方発電所3号機 1次系弁改造工事(認可申請)コメントリスト
- ・資料2 伊方発電所3号機 1次系弁改造工事に係る設計及び工事計画の認可申請の概要について
- ・資料3 伊方発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書補足説明資料

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	はい。規制庁の井藤です。それでは土肥片野弁改造のヒアリングを開始したいと思います。本日の資料はコメントリスト、資料 1 と、
0:00:15	資料 2 のパワポの概要資料、
0:00:19	それから資料 3 の補足説明資料、
0:00:23	ですかね、これらについて、
0:00:26	一応内容については目を通してあるので質問から入りたいと思いますけれども、すごく連絡側からと、
0:00:37	僕、
0:00:38	磯野追加、追加で説明しておきたいようなことはありますか。
0:00:43	四国電力、富岡でございます。特にございませんので質問のほどよろしくお願いいたします。
0:00:50	はい。それでは質問を始めたいと思います。
0:00:55	水規制庁の畠山です。まずいただいておりますコメントリストですかねこの資料 1 のコメントリストのナンバー 13 から、
0:01:05	確認をしたいと思います。
0:01:08	今回、No.13 で、
0:01:11	弁二つの変更の数値の違いの理由についてご説明いただいているかと思えますけれども、
0:01:18	ここで用いられている言葉の定義がまずちょっと不明確な部分がありますので、ここで述べてらっしゃる瀬、
0:01:27	ゲート添 1 と設計図書に、
0:01:31	あと、
0:01:34	丸。
0:01:36	1 個目の丸の 3 段落目のところで設計図書 1 に相当する図っていうのがあると思えますけども、
0:01:43	これらが具体的に何を指すのか、ご説明いただけますか。
0:01:51	四国電力伊藤ですと、今の点ご説明いたしますとまず設計図書 1、こちらはメーカーから 4 前に提出される内の承認図書、それからうちの看板図書に登録していく承認図書でございます。
0:02:04	設計図書に、こちらについては、このときに、江藤当社からメーカーに要求して取り寄せました詳細図になりまして、こちらはそっちに登録されるそ
0:02:14	その承認図書ではございません。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:17	で、一番最後の一つ目の丸のなお書きのところ、今回の工事で取りかえる弁の設計図書 1 に相当する図、こちらはですね、設計図書、
0:02:28	1、一番初めに説明します設計図書 1 は建設時の弁の設計図書でございまして、このとき工事を行う、工事を行いますので工事を行う際にこれから取りつくべし、
0:02:41	に関する設計図書 1 が新たにメーカーから出てきておりまして、そちらを指しているのが、設計図書 1 に相当する図になります。以上です。
0:02:52	原子力規制庁ハタケヤマです。今ご説明いただいた設計図書 1 と 2 はそれぞれ建設時のものということでしょうか。で、相当数、つづっておっしゃっているのは建設じゃなくて、
0:03:03	今回取りかえるにあたってメーカーが提出して、
0:03:07	4 連が承認するもの。
0:03:10	ということですか。
0:03:14	四国電力伊藤です。はい、ご認識の通りでございます。
0:03:18	原子炉規制庁の竹山です。まず、理解はしましたけどもそのご説明がちょっと資料中なくてですね、私ども、ちょっとこれを見ただけでは何を言っているのかわからなかったというのが、まず率直な思いです。ですので、
0:03:34	読み手としてちょっとまず、言葉の定義がどういったものなのかっていうことをちょっと、
0:03:39	心がけていただいて修正をいただきたいと思います。4 連として、まずよろしいですか。
0:03:46	四国電力伊藤です。ご迷惑をおかけしましたその点は注意して修正するようにいたします。
0:03:53	はい。
0:03:54	原子炉規制庁畠ます。その上で、
0:03:58	これも言葉の定義をはっきりさせて井戸で確認をしますが、0、
0:04:03	2 個目の丸、白丸のところの、
0:04:06	北烏 4、5 コウゲ下のなお、
0:04:11	書きのところですね。なお、取りかえ後の弁についても、設計図書には変更ないため、動作と記入したとありますけども、
0:04:21	ここで言っている設計図書にというのは、
0:04:25	建設時の話をされるんですかそれともいわゆる相当する図の話をしてるんですが、ちょっとこれが何のお話をさせてるんでしょうか。
0:04:34	取りかえ後の設計部署に行って、ちょっとご説明いただけますか。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:41	四国電力伊藤でございます。こちらのなお書きでの設計図書には変更がないためというのは、建設時も、今の取りかえ時においてもメーカーの図面は変わっていないと、そういうことでございます。
0:04:58	原子力いただけますちょっと意図がよく分かんなくて、メーカーの図書は変更がないとおっしゃってますけども、この段階で、
0:05:08	また新たにメーカーから、その
0:05:11	設計図書、
0:05:12	と言われるものが提出されるのではないんです。
0:05:16	違うんですか。
0:05:18	ちょっと。
0:05:20	よく、この言っている意図はよくわかりませんでした。
0:05:27	四国電力伊藤でございます。標準的にメーカーから提出される図書は設計図書1でございます。設計図書については、C号機の取りかえの際にはこちらから要求して要請を行ったものでございまして、
0:05:42	と。
0:05:43	基本的に辨野取りかえを行うものが新しくなる時にメーカーから出される図面というのは設計図書1でございます。で、弁の取りかえ前後での変更はなく、メーカーとちょっと指定の設計書には変更がないと、そういう意味でございます。
0:05:59	原子力規制庁当たります。ちょっとやはりわからない部分があったので、設計図書2というもの、要は、今回承認図書ではないけども、取り寄せたものっていうのは、
0:06:10	変更前の設計図書も取り寄せたし、変更後の設計図書にも取り寄せたってことですかね。
0:06:20	不足電力移動でございます。はい。その二つが同一の図面であると、そういう認識でございます。
0:06:28	原子力しちゃったけどその同一というものは、
0:06:33	建設時のものが出されたというんですが、それとも新しい図面だけれども、書いてある寸法と同じだったっていう、どちらの意見ですか。
0:06:47	四国電力伊藤でございます建設時のものということでございます。
0:06:51	建設時のものが変更前後どちらも同じものが出てきたっていうことですねない記述のものが出てきたと。はい。わかりました。
0:07:00	で、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:01	ちょっとお待ちいただいていいですか。はい。季節をイトウです。衛藤すみませんちょっと確認をさせてもらいたいですけれども、設計図書①については、弁の取りかえ、
0:07:16	があった場合、新しい設計図書の①ができると。
0:07:23	設計図書②については、
0:07:26	弁の取りかえ後も、何ていうか古いと言ったらいいのか古い設計と染まるに、
0:07:35	が、
0:07:36	残り続けるということですか。
0:07:42	四国電力伊東でございます。
0:07:46	弊社としては、設計図書 1 が残ります設計図書には弊社として残す図面ではございませんので弊社の承認図書にはなってございません。
0:07:58	原子炉規制だったっけ。ちょっと今、イトウ、回答した内容を多分、
0:08:03	質問した内容に多分ストレートに答えてないように思っていて、この設計図書 2 が、取りかえ後においても建設が出された理由がよくわからないんですけれども、もう一度ご回答いただけますか。
0:08:18	四国電力伊藤でございます。設計図書につきましては建設時のものから、この取りかえ時においても図面の変更がございませんので、
0:08:28	建設時のものが、取りかえのときにも出されたと、そういう、
0:08:32	ことでございます。
0:08:37	規制庁伊藤です。すみません、少々お待ちください。
0:08:54	うちが、
0:09:30	原子力規制庁ハタケヤマです。衛藤。
0:09:34	まずちょっと、
0:09:36	今、13 番で書かれている。
0:09:39	この記載で、設計図書 1 に相当するずっとそれぞれの書かれていらっしゃるかと思えますけれども、
0:09:47	ここで書かれているそれぞれの項目ですね、もう一つ一つ、
0:09:52	これは、どれが承認されているものでどれが承認されていないものなのか、ちょっとまず、
0:09:59	一行ずつちょっと答えていただけますか。
0:10:02	ちょっと待ってください。はい。
0:10:08	四国電力井藤です。まず 1 行目の設計図書 1、こちらは 45 名待っていただいていいですか。申し訳ないですが、
0:10:17	調整のことで承知しました。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:43	原子力成長できますちょっとまず登場する図を確定したいと思うんですけども、
0:10:48	今、資料中に出てきている図は、
0:10:52	設計図書①と、
0:10:54	設計図書①に相当する図と、設計図書にの三種類がまず出ているかと思えます。
0:11:04	で、ちょっと、
0:11:06	この相当する図とかを、ちょっといちいち言うとあれなので、
0:11:12	今、言葉を置き換えますが、設計図書①を、
0:11:18	この場において、といいます。で、
0:11:23	設計図書、①に相当する図を、この場においてBといいます。で、設計図書②をこの場においてCといいます。この
0:11:33	AとBとC以外に出てくる。
0:11:36	書類はありますか。
0:11:39	この 13 番で他に何か説明しているものがありますか。
0:11:43	すごく電カイトウですそれ以外にはございません。
0:11:49	はい。原子力制になっております。で、
0:11:53	今言ったというのは、
0:11:55	建設時にメーカーから四国電力に提出があって、
0:12:02	四国電力が承認した図書。
0:12:06	まず、終わってますか。
0:12:10	四国電力城です。はい。西木曾でございません。はい。Bは、
0:12:16	今回の工事です。
0:12:19	取りかえるにあたって、
0:12:22	メーカーから四国電力に提出があって四国電力が承認し、
0:12:29	する予定の場所。
0:12:31	これは間違いないですか。
0:12:33	直前の工藤です。はい。認識相違ございません。
0:12:39	ちょっとお待ちください。はい。
0:13:14	原子炉規制庁高須ちょっとちなみにこの
0:13:18	意思によって
0:13:19	セキにしますけども、Cは、
0:13:22	設計、
0:13:25	当初ではあるけども、
0:13:29	四国電力が、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:31	承認をしていない文章で、
0:13:34	この平成 19 年の
0:13:37	元豚、
0:13:39	において、
0:13:41	取り寄せた文書、
0:13:44	ということですよ。
0:13:47	中国電力伊藤です。はい。認識相違ございませんで、ABCとしてまず理解しました。で、
0:13:53	今回Aを、
0:13:58	もともとAという設計図書がありました。
0:14:02	それは建設時からありましたと。で、
0:14:05	今回、
0:14:07	工事計画を行うにあたって、
0:14:12	Bという設計図書を新たに、
0:14:16	登場しますと、
0:14:18	このAとBとの関係からちょっとまず確認したいんですけども、
0:14:25	工事において、新しく設計図書が生まれた場合において、
0:14:31	この
0:14:32	Aの文章、どういう位置付けになるんでしたっけこれ書き換わるというもののなのか、を廃止してBを、
0:14:41	新しく作るということなのか。
0:14:44	どちらですかね。
0:14:48	四国電力藤でございます。今回の工事が完了した時点でAが廃止されてBが都政の年に登録されていくと、そういうものでございます。
0:15:07	はい。原子力規制庁の畠山です。
0:15:11	とりあえず、言葉の定義として理解は、
0:15:16	しました。次に確認をしたいのが、
0:15:20	0、
0:15:22	白丸に※のところの上から 2 行目。
0:15:26	弁の仕様寸法を記載されている。
0:15:30	Aに加え、
0:15:32	面部他の角
0:15:34	部寸法を記載されているCを確認したことがあります。これは、ちょっとどういう意図なのかまずご説明をいただいてよろしいですか。
0:15:49	中国電力藤でございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:51	今回の向上、
0:15:56	失礼しました。3Cの戸田の防止の取りかえ時において、
0:16:01	建設時のAとBを見比べた際に、数値に差がありましたので、その差が どういったものになっているかを確認するために、メーカーに 取り寄せ、
0:16:12	メーカーから取り寄せたCを確認したと、そういった経緯でございます。
0:16:18	AとB。
0:16:24	原子炉規制庁におきましてちょっともう一度、
0:16:27	今お話しの読み上げていただいてですけど、Bって今おっしゃいました。
0:16:33	四国電力伊藤です。
0:16:36	AとBを見比べた際に差があるのでCをメーカーから取り寄せて確認を したとそういう経緯でございます。
0:16:44	ごめんなさい。言葉の定義ちょっともう一度はつきりしたいと思います。
0:16:49	今書かれてる設計図書1つというものをAとして、設計として2.5のシー ト。ちょっと置き換えさせていただき、今BとおっしゃったのはCのこ とですか。
0:17:02	四国電力井戸です。いや、今のAとBを見比べて資料を取り寄せたと、 そういうものでございます。
0:17:10	規制庁伊藤です今、我々の認識だと、Bというのは、今回の工事で取り かえる。辨野。
0:17:19	設計当初、①に相当する図なので、あの当時、何かそれに相当する何 かがあったということであれば、別の、
0:17:28	名前をつけて欲しいですね。
0:17:31	とりあえず平成19年において衛藤。
0:17:35	取りかえるにあたって、
0:17:38	取り寄せた文書として、
0:17:41	取り寄せて四国電力が承認した文書はとりあえずリードしましょうか。
0:17:48	で、
0:17:50	A、
0:17:52	とD読み比べて、
0:17:57	あと、まず、今、言葉の定義で共通認識でよろしいですか。
0:18:03	四国電力ですし、大変失礼しました。今おっしゃっていただいた通りでA とDを見比べて使用する寄せたと、そういうものでございます。
0:18:31	原子炉規制庁竹山です。
0:18:34	例を見比べてCを取り寄せたっていうところ、何でCを取り寄せて、Cを、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:43	ここで説明しているのかよく理解ができてなくて、このCというものが、この説明の中で登場する理由は何でしょうか。
0:19:05	あ、四国電力伊藤でございます。まずCという図書につきましては、弁の型式ごとに一つメーカーで起こしている図面でございます。それ以外のBにつきましては工事のたびに、
0:19:19	その工事に該当する部分を抜き出してメーカーから弊社に提出されているとさせていただきます。
0:19:29	原子炉規制庁畠山です。ちょっと確認をしたいのが、設計を、
0:19:35	確認する主要寸法を記載している文書を確認するにあたって、
0:19:40	まず四国電力が確認をしたのは、
0:19:43	0ですよ。
0:19:47	それに当たって強いを取り寄せる意図がよくわからなくてですね、今おっしゃってたのは、聞く限りだと、0を見比べてDが違っていたからCを取り寄せたっていう時系列だと思うんですけども、
0:20:01	もうすなんかCを取り寄せる意図がよくわからなくてですね、それを、
0:20:07	説明いただきたいんですけども。
0:20:38	四国電力伊藤でございます。
0:20:40	衛藤先ほどさ、
0:20:43	Cでは、記載している先方も違いますし、取っている部位が違いますので、それが本当に適切な数字なのかと。
0:20:52	いうのを確認する。失礼しました。AとDを見比べたときに、その記載の差を適切なものかを確認するために、Cというところにはすべての寸法が記載されておりますので、そちらを取り寄せて、
0:21:05	適切であることを確認したと、そういう意図でございます。
0:21:17	原子炉規制庁畠山です。
0:21:21	ちょっと取り寄せたっていうことはわかるんですけども取り寄せた意図がやっぱりわからないんですけども。
0:21:28	それをちょっと、
0:21:30	繰り返しですけども、1日とご説明ください。
0:21:34	四国電力の仲川ですが、まず、AとBと間で、我々の方に承認図書として提出される図にはですね、瓶の一部の主要な寸法だけが記載されてまして、
0:21:47	取りかえ前、建設の図面では、そこがある部位を指して数値を書いているんですけど、取りかえ後のその弁、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:59	図面で言うところのBであったりてについては、それとは違う場所を図示して先方が書かれていると。
0:22:06	いうところがありましたので、ではその弁全体として各部の寸法はどうなのかというところを確認するために、型式毎に弁メーカーが作成している。
0:22:17	オオモトの本当の弁を作るための図面。
0:22:20	それをメーカーから取り寄せたという形になります。
0:22:24	その図面は、建設時も取りかえを代わって、
0:22:28	いうところが、
0:22:29	確認されたため、
0:22:31	県負担については、
0:22:34	その建設時と取りかえ後の、
0:22:38	厚さを、
0:22:39	同じものとして平成 19 年は記載したというところでもあります。
0:22:43	以上です。
0:22:49	議事録ちゃったかちょっとお待ちいただいてよろしいですか。
0:23:02	原子炉規制庁畠山です。今お話しいただいた内容で建設時の図書っておっしゃってた部分があったと思いますこれは、という理解ですか。それとも、とはまた別のものですか。
0:23:13	どちらですかね。飛田李ですか。
0:23:16	四国電力の中ですのことで。波力ですんで、
0:23:21	AとDを見比べた。
0:23:24	時に間違いが出ていて、その違いが何なのかということ、四国電力として確認をするために詳細図書を見るべきだと。
0:23:34	当時判断があって、それで、
0:23:38	何でベンダーだけなのかというのを、疑問のことを園部牟田取り寄せて、それで詳細設計を、
0:23:45	確認をしたと。で、そこまではわかりました。で、
0:23:48	じゃあそうなったときに、弁部、
0:23:52	弁ばこ弁箱、弁、弁ぶたの方、
0:23:56	は、
0:24:00	業務表に落とし込む際、うん。
0:24:04	変更前は何の、
0:24:07	ABCDどれの記載を用いた、変更後はABCDどれの記載を用いるっていうと、Bを関係ないとして、A、C、D、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:15	それぞれちょっと変更前変更後、何を与えたかと言っていた方がいいですか。
0:24:22	四国電力の仲川です。まず、変更前については、
0:24:27	A、Aの図面には、
0:24:30	この弁蓋の位置、使用寸法として書かれてた、の寸法はあったんですけど、Cを取り寄せたところ、その取替後で、その
0:24:43	鳥飼 5-Dの図面で書かれている寸法も、
0:24:47	Cの図面では読み取れる。
0:24:50	というところが確認できましたので、取りかえ後でそこを使用寸法と書くのであれば、建設時の図面であるCで、その部分も読み取れるので、
0:25:01	取りかえ方の底で書いた寸法をCで読み取って、変更前に記載したというところであり、
0:25:13	規制庁イトウです。ちょっと聞きそびれていたところがあるんですけど、D、Dに書かれていた寸法というのは、
0:25:24	変更前に記載した
0:25:29	平成 19 年の変更前に記載した寸法と同じであって、同じであるというのが、
0:25:37	すいません。つまり、DとCのBの寸法をC、
0:25:44	にも書いてあるっていうのを確認したというそういう理解ですか。
0:25:49	はい。その通りです。
0:25:51	変更後のDの図面、変更後は書くんですけど、そのDの図面で記載している部位の寸法は、建設時のCの図面で読み取れると。
0:26:02	いうところがありますので、建設時のし、
0:26:05	が、変更前の図面として、
0:26:08	寸法を記載したと。
0:26:10	いうことであります。
0:26:24	原子炉規制庁武です。ちょっと、そもそも論的に確認したいんですけども、
0:26:29	Cは、今、承認されていない図書ってお話されていたと思います。で、承認されていない図書を、
0:26:37	下、要目表の変更前として用いた。
0:26:42	理由をご説明いただけますか。それがQMS上、
0:26:47	それが適切なのかどうかという判断が、
0:26:51	どうなされたのかがよくわからなかったもので、その判断プロセスをちょっとご説明ください。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:27:02	四国電力の中川です。当時どういう判断だったかっていうところは、推定のところもあるんですが、おそらく我々の提出されている図書っていうのも、
0:27:14	元はたどればですね我々には提出されてませんが、バルブメーカーが型式ごとに製作したこの図面ということになりますので、
0:27:23	そのオオモトの図面の数値というところで問題ないと判断して変更前に記載したものと、
0:27:40	原子力規制庁ハタケヤマです。今のようなご説明、要は、
0:27:45	メーカー、要はメーカー、言い換えますと四国電力が承認していない図書、要目表の変更前の値として用いる例っていうのは、
0:27:58	一般的に、
0:28:00	これまでの、
0:28:02	公認でやられている対応なんでしょうかそれともこれがイレギュラーな対応なんでしょうか。
0:28:10	四国電力の中川です。建設時の工認のルールからは工認対象でなかったものについてはですね、今の工認のルールで、
0:28:21	記載対象となった数値が、我々の提出されている我々に提出されている図書では読み取れない場合がありますので、そのような場合には、その
0:28:31	メーカーから、それらが読み取れる図面を取り寄せて記載するといったことは、
0:28:38	配管とかではありませんけど、機器類ではあると。
0:28:45	西尾規制庁ハタケヤマです。
0:28:48	ちょっと、まず、お待ちください。
0:29:56	原子力規制庁ハタケヤマです。で、ちょっとその、今、御説明のところに一部疑問点は残るんですけども、
0:30:06	他として確認をしたい部分は、
0:30:09	平成19年の要目表の、
0:30:14	値で変更前、
0:30:17	としたもの、これは、
0:30:20	設計図書でいうと、F、C、D、どの図書の数字を書きました、これは紙。
0:30:26	どれでしょうか。
0:30:28	変更前でまずお願いします。
0:30:32	四国電力中尾です。設計図書Cの記載されている寸法を変更前に記載して、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:30:41	原子力規制庁武山さんで、その上で、変更後は、
0:30:46	A、C、Dでいうと、どれを記載しましたでしょうか。
0:30:52	四国電力中尾です。設計図書、Dの記載を記載されている寸法を記載しております。
0:31:00	ちなみに、Cにおいてもそれは、
0:31:02	県、取りかえ後も変わってませんので、同じ値になります。
0:31:08	今おっしゃったのはCというのは、辨野Cですねはい、わかりました。
0:31:16	今当初のCの話をした辨野椎野話しました。ちなみに、
0:31:20	認識はどっちでした。
0:31:23	設計当初、Cの図面は、建設時と取替えるで変わってませんので、その辺りは変更後、同じ
0:31:30	にすいません理解します。
0:32:01	原子力規制庁の竹田さん、ちょっと繰り返しですけども、変更前の数値は、
0:32:08	設計図書のC、
0:32:13	根拠に、
0:32:14	して記載をしています。
0:32:16	変更後においては、動作と書いてありますけれども、
0:32:21	根拠としては、設計図書のDを用いています。
0:32:27	という関係性で間違いないですね。
0:32:31	四国電力の中尾です。認識相違ありません。
0:32:51	原子炉規制庁島山です。
0:32:57	金。
0:32:58	ちょっとこれは平成19年の話。
0:33:01	一旦、
0:33:03	置きつつ、今回の弁において、
0:33:11	変更前へと、
0:33:13	辨野ABの変更前は、
0:33:17	ABCDでいうと、
0:33:21	どの、
0:33:23	設計図書を使っているのか、変更後においては、ABCDどれを使っているのか、ちょっとその根拠。
0:33:29	どっから取ってきたか、言っていただいていいですか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:33	四国電力の仲川ですが、今回の弁については、設計図書、建設時の我々の方に提出されている、設計図書に記載されているものを変更前に記載して、
0:33:47	変更後においても、
0:33:50	変更後においては、設計部署Aに相当する設計部長、B、今回、
0:33:57	相当する元図面として我々の方に提出されているという図面を、の値を変更後に記載しております。
0:34:06	今おっしゃったのは、変更前が変更後がBでいいですか。
0:34:14	はい。その通り。
0:34:16	はい。原子炉規制庁島山です。
0:34:21	こっから確認したいことに移るんですけども、
0:34:24	平成 19 年では、変更前Cにされてますよね。で、
0:34:28	今回の工事においては、
0:34:31	関戸町へよ。
0:34:33	コンペに入ってますよね。
0:34:34	この違いが。
0:34:37	四国電力のその品質マネジメントとして何か違いが出てくるところがよくわからないなと思っていて、この違いについて、
0:34:47	ご説明をいただきたいんですが。
0:34:52	ちょっとまず、
0:34:53	その説明をいただけますか。
0:35:00	四国電力の仲川ですが、まず、平成 19 年度の取替にあたってはですね、
0:35:07	我々の当初で提出されている図書で、それで見れば、
0:35:15	今回と同じものとなったんですが、その当時は、おそらくかなり深掘りをしたのだと思われそうですが、そういう、
0:35:26	メーカーからわざわざ設計当初提出してもらって記載したというところがありますので、今回は
0:35:36	設計図書Cっていうものはあるんですが、設計図書、建設時の設計図書で、弁蓋の厚さとしては読み取れる。
0:35:46	ものがありますので、
0:35:49	我々の設計当初の方から、変更前の記載をしたと。
0:35:53	変更後においても、その設計図書と同じ位置付けのもので記載できるということで、どちら、もう弁負担の厚さを示す。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:36:05	図面であり、値ではあるんですけど、今回は要目表に記載する寸法としては、そういう主要な寸法として我々の方に提出された図面にも記載されてる図、寸法を記載するのが、
0:36:20	望ましいと考えて、今回の申請書のような内容にして、
0:36:26	規制庁すいませんちょっとまず、ちょっと言葉の定義ははっきりしたいなと思って我々に提出のあった文書っていう所っていうのは、Aのことを指すのか、Bのことを指すのかCのマークをするのかっていうのは、
0:36:40	はっきり言っていたいただきたいかなと思うんですけども、今おっしゃってた、我々に提出があった書類っていうのは何だったのかももう一度教えていただきたい。
0:36:49	失礼しましたA、B、Dになりますし、以外、
0:36:55	はい。
0:36:56	つまりは、承認された図書ってことですね。
0:37:01	はい。四国電力中出その通りです。
0:37:04	はい。
0:37:05	わかりました。で、
0:37:08	改めて、
0:37:10	ちょっともうちょっとお待ちください。
0:37:53	原子力規制庁高良
0:37:55	ちょっと、今、一つ前にあった質問のことをもう一度、
0:38:00	ご説明を。
0:38:01	繰り返しですがちょっとお願いしたいなと思って、今、設計図書、提出されたものが、
0:38:08	BとD、
0:38:10	AB。
0:38:12	例が出てくるといいます。デイ・シイは、
0:38:15	以外の話でっておっしゃってますけど、これは、
0:38:19	どの時点の文書の話をしてたんでしたっけ。ちょっとそこは、
0:38:24	またちょっとよくわかんなくなったので、
0:38:27	元カトウしてちょっともう一度ご説明いただけますか。
0:38:31	四国電力仲川です。設計当初、が、建設時に、我々の方に提出された上、当初、
0:38:40	設計図書B、
0:38:45	すいません、ABCDの定義ではなくて時勢で、
0:38:53	最も遠いとして

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:38:54	高須設計図書Aを用いるのがCを用いるの下のところで、なぜ違いが出たのかというところで今ご説明いただいた内容だったと思うんですけども、内容の自制を、
0:39:05	この時点においては、設計図書、何を用いてどう、どう判断していたとかその、
0:39:11	経緯をご説明いただきたいんですけども。
0:39:16	規制庁続けてちょっと補足しますと、
0:39:20	まず、建設時に、設計図書がありましたというのは理解しました。
0:39:25	で、
0:39:26	ジセイからすると次に出てくるのは、設計当初、Dだと思うんですね。
0:39:32	その次が、設計図書C。
0:39:35	で、最後設計図書Bが出てくると思うんですけど、
0:39:39	設計図書Aは平成19年の段階において、
0:39:43	設計図書Dで置き換えられて設計図書Aは廃止されていると理解したんですけども、
0:39:50	なぜか、今回の申請においてまた設計図書Aが復活しちゃうのがよくわからなくて、
0:39:58	そこの時勢を説明していただきたいんですけども。
0:40:03	他社でも障害の子っていう
0:40:08	四国電力のナカガワですが、設計図書っていうものはですね我々に提出されたものですが、075ABC同じ便ではあるんですけど、
0:40:20	平成19年時点ではですね、このうちのCだけを取りかえてますので、このAの図面が全部廃止になるわけではなくて、ABとしては、07号ABとしては、
0:40:32	この設計部署、図面が整理であって、0馬越については、この時、取りかえ後の意見として出てきたDの図面が置き換わるということになります。
0:40:45	なので、今回の取りかえにあたっては、17号ABのを、
0:40:51	図面としては、今ついている設備の図面としては、設計図書Aが整理となります。
0:42:10	原子炉規制庁秋谷です。ちょっと、今お話いただいた設計として、ABC Dの中でも例えばにおいて、
0:42:19	設計図書、
0:42:21	辨野、C、
0:42:23	の、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:42:24	ものは平成 19 年に開始されているけども、
0:42:30	設計図書の、
0:42:33	内弁の整備は、今回廃止する予定のものと、ちょっとさらに何か、
0:42:39	設計だって複雑になってきてらっしゃると思います。
0:42:43	で、これをまた付番をつけて、何か各とか、
0:42:49	言っても多分言葉だともう誤解を、に誤解を重ねるだけだなあと今思 いますので、特にすごいやりづらいなと思っているので、
0:42:58	まず、この
0:43:01	Aと設計図書、今で言ったABCDと、
0:43:07	この設計図書ABCDにおいても、
0:43:12	A弁、B弁C弁の 3 種類あるわけ。
0:43:15	ですので、
0:43:17	増し、さらに言えばこれは、弁ぶたと弁箱で提示されてるものが違うもの もあったりすると思うので、それをもう、
0:43:25	何がどういう文書の中っていうのを、まず紙で、
0:43:31	補足説明資料としてご提出をお願いできますか。で、その上で次、時系 列として出していただけますか。
0:43:47	四国電力渡部です。やっぱり図面をこちらからご選出できてないのがな かなかお互い
0:43:59	話がうまいこといかない理由かと思しますので一応図面を用いて、ちょ っとコロナもありますのでリモートではなくて 1 度、
0:44:10	ちょっと、
0:44:11	お伺いさせていただいて目の前で図面見ていただくのが一番早いかと 思いますけれども、その上で、補足説明資料に落とすんなら、どういっ た形の補足説明資料を落としたいかという。
0:44:24	ことを、ご相談させていただけたらと思いますけれどもいかがでしょう か。
0:44:37	原子炉規制庁島山です。今後のヒアリングとして胎便を希望されるとい うことは承知しました。次回以降対面される場合はちょっとまた事務的 に、
0:44:48	その希望を伝えていただいた上で、日程調整等できればと思います。た だ
0:44:54	図面を、どういったものがあるのかっていうことを見せていただくにあた って、当然その図面自身も面談の公開対象となりますのでその上、ご認 識の上でちょっとご提出いただければと思っています。で、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:45:09	加えて、今お話したように、
0:45:13	どの時点においてどの文章を用いて、どれを採用したのかっていうことがですね今、こちらとしても全く分かっていない状況にありますので、
0:45:24	かつ、これらは、今後においても確認をしていくものになりますので、最終的には、補足説明資料としてそれらが他の人が見てもわかるようにですね、
0:45:36	今回ですと、要は言葉の定義とかが書かれていない状況でちょっとご提出があって、こちらとしてもちょっと中身を確認ができないっていうところが、
0:45:47	非常に歯がゆい部分でしたので、それはちょっと、
0:45:51	面談で、対面でお話しされるっていうことの前にちょっとまず資料としてどういうふうにするべきなのかということをやっと心がけていただきたいかなと思います。
0:46:05	四国電力の中尾です資料の説明としてわかりやすさを心がけたいと思います。ちょっと図面とかの実物を見ながらのやり方についてはまたご相談させていただければと思います。
0:46:21	はい。面談のやり方は、今後事務的に確認をすれば良いかなと思いますので、それは。はい。
0:46:28	この場でなく、事務的に東京支社通じてでやらせていただければいいと思いますが東京支店よろしいですかね。福永さん。
0:46:39	四国電力東京支社福永です。江藤はい。東京支社問題ございません。
0:46:45	はい。この時勢とかも状況見つつ、また判断できればと思います。
0:46:52	と、
0:46:53	本庁側もよろしいですね。
0:47:09	原子力規制庁ハタケヤマです。今回の
0:47:12	この要目表の記載のあり方については、
0:47:17	この先の話は、
0:47:19	もうタラレバでしかない今の状況がわからない以上は、
0:47:24	ですので、まずは、
0:47:27	早急に、
0:47:29	今の時系列等まとめていただいて、
0:47:32	次の面談日程とかを調整できればと思います。ちょっとお待ちくださいね。16。
0:47:51	えっと、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:47:52	ちょっと、
0:47:54	今回のコメントリストでいう 15 までは、
0:47:58	今のように、次のヒアリングとしたいと思いますが、四国電力よろしいですかね。
0:48:05	中国電力伊藤です。はい。問題ございません。はい、わかりました。ありがとうございます。では次の質問事項移りたいと思います。16 番は、ちょっとお待ちください。伊東さんでいいですか。
0:48:17	規制庁イトウですそれでは今回コメントリストで出してもらったうち、No. 16、
0:48:24	16 というか 33 条に絡む話ということで質問させていただきます。
0:48:32	お手元つに設工認ガイドはありますでしょうか。
0:48:40	中国電力井戸ですはい。江本でございます。はいそれで、設工認ガイドの A 棟、
0:48:47	後ろの方に
0:48:50	いくつか、何とか設備区分ずれというのが載っている部分があると思うんですけどもそこは見られますでしょうか。
0:49:03	四国電力藤でございます。改定前の旧のガイドの、
0:49:07	一次冷却材の循環設備区分図 0 と。そこそちらのページのことでございますか。はいはいそこから図面は変更がないと思うんでそれを見たらえれば大丈夫です。
0:49:21	それ、
0:49:22	で、
0:49:24	下のページ数で言った方がいいですかね範囲、PWR1 というのが、一次冷却材の循環設備区分ずれで、
0:49:35	範囲、PWR4 というページに、非常用炉心冷却設備区分ずれがあります。
0:49:43	で、ここをちょっと見ているとですね
0:49:49	今回の取替え取りかえとか改造、
0:49:53	改造対象の工事対象の辺については、
0:49:58	ウエイト循環設備の方に含まれていて非常用炉心冷却設備の方には入っていないと。
0:50:06	いうふうに読めます。
0:50:09	それで、
0:50:12	ここの設工認ガイドはあくまで例なので、必ずそれに従わなきゃいけないということはないというのはわかってはいるんですけども、今回

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:50:22	工事計画上、
0:50:24	の区分で、この辺が、
0:50:28	非常用炉心冷却設備の方に入っている循環設備ではないとそう なっている理由で説明できませんでしょうか。
0:51:06	四国電力伊藤でございます。
0:51:08	以前、お答えさせていただいた内容のちょっと繰り返しにはな るんですけども、コメントリストのグレーアウトしているページ、 下のページで3分の2ページの、
0:51:19	コメントリストのナンバー9、こちらに記載している通り、
0:51:23	イトウ、
0:51:29	失礼しました、コメントリストの1ページですね、一番最初の ページのコメントリストのナンバー4、こちらに記載している通り、
0:51:37	ループの母管に接続する。
0:51:41	エダの分岐の直接接続する分岐管、こちらについては、3031号 の適用対象であると。さらにその分岐家の数、
0:51:50	外につなが接続されるこの逆止弁というのは、適用の対象外 等そういうふうに整理をさせていただきます。
0:52:02	規制庁伊藤です。33条の適用対象についての回答はここに書 いてある内容、
0:52:12	コメントリストNo. 4に書いてある内容だというのはか、
0:52:17	ですけれども、
0:52:19	それと33条、
0:52:23	が適用されないところなので、循環設備、
0:52:29	区分から外しているというそういう流れなんですか。
0:52:49	中国電力です少々お待ちください。
0:54:12	四国電力イトウですお待たせしました。弊社の考え方としまし ては、一次冷却材系統を、失礼しました。安全注入設備、安全注 入として使う設備について非常用炉心冷却設備、
0:54:26	そして、登録しておりますシステムの弁名称をつける時のSIであ ったりCSだったり、あるし、RCだったりっていうのもその考え 方に基づいて設計をしていることから、
0:54:37	この設備区分に設定をしております。
0:54:55	原子炉規制庁武山です。今四国電力からご回答いただいた内 容というのは、これ建設時からその考え通しているってこと でよろしいですか。
0:55:07	四国電力伊藤ですその認識相違ございません。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:55:11	はい。あと、畠山です。まず、設工認ガイドは、時系列的に考えると、これは、
0:55:21	見方はいつ建設だとかちょっと造成しましたけど、おそらく、
0:55:25	この
0:55:27	設工認外の前身である。
0:55:30	工事計画の運用についてという保安院時代の平成 15 年とかの、
0:55:36	これにおいても同様の区分がありましたけども、あくまでこれは例示であって、四国電力としてこの例示が出た、その運用ペーパーが出たときにおいても、
0:55:47	ここは変える必要はないと、ご判断があったものなのかなと、まず推察します。で、
0:55:57	ちょっとそれは、
0:55:59	そうとして、
0:56:03	これは、一次冷却材の循環設備ではなく、非常用炉心、
0:56:09	冷却系とその他注水設備と、
0:56:12	築けていることについて例えばその、
0:56:16	非常用炉心冷却設備、その他中、注水設備に位置付けされた場合と、
0:56:21	循環設備側に位置付けされた場合、このどちらかに置いて、その
0:56:28	求められる機能要求上何か変わるものってあるんですけど。ないって理解で。
0:56:34	特段、そのクレジットされる場所が違うだけで、
0:56:38	強度だったり、耐震だったりそういったところに、何も影響はしないと思いますけどその認識は、実態としては合ってますか。
0:56:48	すごく電力イトウです。ご認識の通りそこには影響しないものと理解しております。
0:56:53	はい。
0:56:55	まず理解しましたということであると例えば
0:56:58	例えばその非常用炉心冷却系で分類されるにあたって例えば、
0:57:05	本来求められるような要求のものが変わるとか、そういうわけではないということは、
0:57:11	まずは理解はできたかなと思います。で、
0:57:15	その上で、四国電力としてはこの弁については、
0:57:20	注水。
0:57:22	かな、注水機能とする機能を主として見ているがために、分類を超え、この非常用炉心でよくその他注水設備として、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:57:33	設備登録をしているという理解なのかなと思うのですが、ちょっと四国電力として同じ認識なのかちょっと別の言葉があるのかちょっと僕も今ちょっと、
0:57:46	聞いてて、そういうことなのかなと、ふわっと思った程度なのでちょっと四国電力としての言葉を、で述べていただきたいかなと思うんですけども、ちょっとお願いします。
0:57:57	長電カイトウです。ご認識の通りございまして、ございましてこの辺については、と安全注入の時に使う弁として非常用炉心冷却設備として努力をしているという認識でございます。
0:58:12	はい。原子力規制庁畠山です。理解はしました。で、
0:58:17	その旨がわかるように補足にまとめていただきたいと、私個人としては思いますが、
0:58:25	加えて、伊藤さんから確認したい点あります。
0:58:31	いや、とりあえず大丈夫。よろしいですか。はい。ちょっと、まず、ちょっとこの、
0:58:39	弁がなぜ非常用炉心冷却系の方に行っているのかっていう、
0:58:45	観点、ちょっと、
0:58:47	まず技術。
0:58:50	上、問題ないっていうことも含めてちょっと、
0:58:54	まとめていただきたいと思います。よろしくをお願いします。
0:58:58	総務電カイトウでございます。
0:59:00	この弁の登録の背景と、その機能じゃ問題ない、技術的に問題ないという点、補足説明資料に追記させていただきます。
0:59:22	季節をイトウです。今の点は今の点でお答えをお願いしたいんですけども、ちょっともう一度 33 条、
0:59:32	1 項 1 号が、今回適用外であることの、
0:59:37	理由について確認をしたいんですけども、
0:59:41	今回の
0:59:43	辺については、
0:59:50	また、
0:59:52	通水っていうのが一番いいんですかね水が、
0:59:57	いずれかで循環させている時に水が通るところではなくて、
1:00:06	なので当然熱を輸送するようなところでは、
1:00:11	ないので
1:00:14	33 条 1 項 1 号は、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:00:16	適用されないというそういう御所御説明。
1:00:21	でしたかね。
1:00:24	総務電力移動です。はい、ご理解の通りでございます。
1:00:30	原子炉規制庁の竹山です。先ほどちょっと私の方から説明を求めた内容のところに、付け加えてという形になるかと思えますけれども、
1:00:40	いただいてたところに 33 条 1 項 1 号のところですかね、これが該当しないとする整理と、逆に、その 32 条の方に該当するとしている整理っていうのが、
1:00:54	多分この弁においてはそれぞれあるかと思えますので、それぞれどのように、この弁がどのような機能を持っていて、従って、33 条該当しない 32 条該当するっていう説明が、
1:01:07	あるものだと思いますのでそれは漏れなく補足のほうで、
1:01:11	加えていただきたいと思えますその記載の中で、もし異動がありましたら次のヒアリングでまた確認させていただきたいと思えます。
1:01:22	総務電力イトウでございます。弁の機能に絡めて補足説明資料その辺の説明を追加するという点に関して、承知いたしました。
1:01:38	はい。
1:01:42	いや、今のところ特にない。
1:01:48	まず振り返りして、スケジュール感の話をしたい。
1:01:54	いよいよ
1:01:57	大丈夫
1:01:59	はい。
1:02:00	規制庁伊東です。それでは本日こちらからの質問は以上となりますので、本日の振り返りをお願いしていいでしょうか。
1:02:16	はい。四国電力の富岡でございます。本日の事故ありを口頭でちょっと述べさせていただきます。
1:02:24	大きく二つ、2 点あると思っております、1 点目が、コメントリストに記載されている設計図書の①②等々の言葉の定義をですね、
1:02:35	明確にできていなかったというところも含めてですね、
1:02:40	資料の適正化をまずは実施する必要があるというふうに認識をしております。
1:02:49	2 点目ですけれども
1:02:51	今回の取りかえ対象弁の 07 号、Bにつきまして、非常用炉心冷却設備として分類しているというところの考え方。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:03:01	について補足説明資料に追記するとともにですね、また条文の 32 中 33 条について該当する市内の考え方も合わせて追求すると。
1:03:13	いうところを認識をしてございます。
1:03:16	以上大きく二つ 2 点でございます。
1:03:24	原子力規制庁の竹山です。今回は言葉の定義がまず不明確でしたので、言葉の定義を、
1:03:33	まず、しっかりさせましょうというところで、指摘が止まっておりますが、この
1:03:40	言葉が定義が確認されましたら、その次の問としてはですね、
1:03:46	彼ら、当四国電力として、
1:03:50	どう判断をしたのかっていうところの、
1:03:54	方に踏み込みますのでちょっと今ふわっと言い方をしましたけども、その
1:04:00	今後整理されるであろう設計図書の何々。
1:04:03	を用いたことについて、それがどのように妥当と判断するのかとかそういうふうなところですね、踏み込むこととなりますので、それが今回の設計図書、或いはその平成 19 年の
1:04:15	関戸町の設計、設工認申請として出てきているっていうところに繋がると思っていますので、その繋がりがわかるように次回以降ご説明を、
1:04:25	いただく必要性があると思っております。ですので、よどみなくお答えできるようにちょっとご準備をいただきたいと、あらかじめ申し上げさせていただきます。
1:04:36	オク電力トミオカでございます。はい、承知いたしました。そのように準備して、いたしたいと思っております。
1:04:43	はい、季節をイトウです。それじゃ振り返りとしては以上としたいと思っておりますが、ちょっとスケジュール感の確認をさせていただきたくて
1:04:55	この件ですね、要目表の云々というところ。
1:05:03	あとは並行に中身を見てはいるんですけども、8 月、
1:05:09	中に、ちょっとどうかなというところがあってですねえっと、
1:05:16	ちょっと感触だけお聞かせいただきたいんですけど、9 月にかかってしまってもそれは、大丈夫な範囲でしょうか。
1:05:31	四国電力、富岡でございます。弊社の規模としては 8 月中に照会いただきたいと、こういうふうにご考えてございます。
1:05:40	月規制庁ハタケヤマです。8 月中ということであると、私どもの事務手続きにおいても、基本は 1 週間、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:05:49	セキいただきたいと思っているところです。8月31日に認可可否の判断を仮にするとしたとしても、その1週間前には、内容の、
1:06:01	ある程度確定をさせて事務手続きを進めなければならないと考えたときに、24までには、
1:06:08	小ちいらのとしての指摘事項ですね、チーム内の指摘事項をすべて出し切る必要性が考え、
1:06:17	やりますそう考えると、
1:06:20	次のヒアリングを、
1:06:22	何時に設けるよるのかとか、資料提出をどうするのかっていうところで、非常にタイトに感知るところです。で、
1:06:30	四国電力としてまず資料はいつご提出。
1:06:34	もう多分ほぼ時間がないっていうことを申し上げたいんですけども、資料ですと、いつ考えてますか。
1:06:53	四国電力本店でございます。少々お待ちください。
1:06:59	瀬戸イトウで承知しました。
1:07:12	これ、これさあ、どう、えっと、
1:07:22	この審議官言って審査企画班会でも、
1:07:27	やるってなったら、
1:07:30	いや、
1:07:34	うーん。
1:07:38	それと当然審査ができる、
1:07:51	うん。
1:07:53	うん。
1:07:58	うん。
1:09:02	八尾さんが今日出すと。
1:09:06	四国電力本店でございます。弊社の規模、
1:09:12	イメージする予定としましては、今週中に資料の提出を考えてございまして、
1:09:20	来週の早い時期、想像の時にヒアリングをお願いできればと思っております。またヒアリングについてはですね、
1:09:30	今後調整したいかと思っておりますが、対面として実施できたらよろしいかなというふうに考えているところでございます。
1:09:39	原子炉規制庁武山です。具体的に19日に資料提出ということでよろしいですか。
1:09:48	はい。その認識でそれはございません。はい。で、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:09:54	お越しになるタイミングは 2223 ぐらいを予定されているってことでしょうか。
1:10:05	はい。その認識で相違ございません。はい。
1:10:16	原子炉規制庁竹松ちよつとちよつと行ってこちらの予定等は追って確認しますが 2223。
1:10:25	目途に、
1:10:26	いらっしゃるといことで理解しました。あつた方、
1:10:29	の方、19 日ご提出ということでございましたけども、22 にヒアリングされるということではこちらの資料の確認の時間等も考えれば 19 日の提示とかに出されてもちよつと困るなってところあるのでなるべく早めにご提出をいただきたいと考えております。四国電力として、
1:10:45	ヨシノ定数のところはよろしいですか。
1:10:50	はい。承知いたしました。そのように準備を進めたいと思います。
1:10:59	では、具体的な日程資料の提出時期等はですね、四国電力の東京支社の福永さん通じて、ご提出いただいて
1:11:09	その後提出のタイミング等を踏まえて、
1:11:13	日付を 2223、どちらで対面でヒアリングをされるのかっていうところを
1:11:19	とって事務的に確認をできればと思っております。他の予定等もあるかと思しますのでそこはちよつと追って事務的にお願いします。
1:11:28	はい。
1:11:29	よろしいですかね。
1:11:31	他、はい。
1:11:33	執行電力承知いたしましたまた今後調整よろしくお願ひいたします。
1:11:37	以上です。他四国電力本店には何かありますか。
1:11:45	四国電力本店でございます。こちらからは特にございません。
1:11:49	はい。スケジュール感。
1:11:51	東京支社はスケジュール感とか含めてよろしいですか。
1:11:58	四国電力東京支社フクナガですスケジュールカン特に東京支社問題ございません。また、今日の江藤規制庁殿、出席者また後でご教示いただければと思っておりますのでよろしくお願ひいたします。
1:12:10	はい。衛藤。これは、こちらも録音とってるのでお互いちよつと事務的、共有できればと思ひますこれは追って事務的にお願いします。では、他はよろしいですか。規制庁はよろしいですかね。
1:12:25	では本日のヒアリングについては、終了させていただきます本日はありがとうございました。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:12:32	ありがとうございました。
---------	--------------

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。